

斜里町内の漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設(令和7年度版)

斜里町内の漁港で漁船以外の船舟が使用できるのはウトロ漁港及び知布泊漁港で、その施設・期間・受入隻数(許可枠)は以下のとおりです。上架・船置きのための施設については別途お問い合わせください。なお、観光船(漁港を起終点とした海上運送法に基づく国内旅客船事業の許可を有する船舟又は届出済みの船舟(以下「観光船」という))として許可を受けた船舟以外は、観光船として漁港施設を使用することはできません。

□ウトロ漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設

施設	使用できる船舟	受入期間	受入隻数										
東防波堤 160m	漁船以外の船舟が一定の期間以上の係留に使用できる。 漁船以外の船舟(作業船及び観光船を除く)は原則、前年度許可実績を有する者又は斜里町に住所を有する遊漁船業者が5名以上所属している遊漁船団体に所属している者に限る。	令和7年5月1日から令和7年11月30日。 観光船の受付期間は、令和7年3月1日から令和7年3月15日。	漁船以外の船舟(作業船及び観光船を除く)は14隻以内。ただし下表に示した船舟登録長別の隻数。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>船舟登録長</th> <th>隻数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19m未満</td> <td>1隻</td> </tr> <tr> <td>15m未満</td> <td>3隻</td> </tr> <tr> <td>12m未満</td> <td>7隻</td> </tr> <tr> <td>10m未満</td> <td>3隻</td> </tr> </tbody> </table> 観光船にあつては6隻以内。	船舟登録長	隻数	19m未満	1隻	15m未満	3隻	12m未満	7隻	10m未満	3隻
船舟登録長	隻数												
19m未満	1隻												
15m未満	3隻												
12m未満	7隻												
10m未満	3隻												
東防波堤 15m	乗客(遊漁者)の乗降のために寄港した漁船以外の船舟(遊漁船)の一時係留に使用することができる。	令和7年5月1日から令和7年11月30日まで(1回の使用可能時間は24時間以内)。	1隻以内。										
東防波堤 10m 道路護岸 10m	寄港した漁船以外の船舟の一時係留に使用することができる。	令和7年6月1日から令和7年8月15日まで(1回の使用可能時間は24時間以内)。	1隻以内。										
北防波堤 100m	観光船が一定の期間以上の係留に使用できる。	令和7年4月20日から令和7年10月31日まで(受付期間は3月1日から3月15日まで)。	2隻以内。										
東防波堤 100m	北防波堤100mで観光船として漁港施設使用許可を受けた船舶と同一の船舶が、一定の期間以上の係留に使用できる。	令和7年4月20日から令和7年10月31日まで(受付期間は3月1日から3月15日まで)。	2隻以内。										
道路護岸 45m	東防波堤160mで観光船として漁港施設使用許可を受けた船舶と同一の船舶が、乗客の乗降を伴う一時係留又は一定期間以上の係留に使用できる。	令和7年4月15日から令和7年11月30日まで(受付期間は3月1日から3月15日まで)。	6隻以内。										
	西船揚場を利用するプレジャーボート等が、観光船の客の乗降及び係留を妨げない範囲で一時係留に使用できる。												
西船揚場 10m	プレジャーボート等(観光船を除く)がトレーラーを使用した上下架および一時係留に使用できる。	令和7年5月1日から令和7年10月31日まで。											

□知布泊漁港で漁船以外の船舟が使用可能な施設

施設	使用できる船舟	受入期間	受入隻数
西防波堤 150m	漁船以外の船舟(観光船を除く)が一定の期間以上の係留に使用できる。	令和7年5月1日から令和7年11月30日。	13隻以内。
船揚場 10m	プレジャーボート等(観光船を除く)がトレーラーを使用した上下架および一時係留に使用できる。	令和7年5月1日から令和7年11月30日まで。	

注)前年度許可実績を有する者とは、前年度に使用を希望する施設で連続して3カ月以上の使用許可を受有していた者をいう。前年度に使用を希望する施設で使用許可を受有していた者には、連名で申請した者のうち一名以上が使用許可を受有していた場合、又は申請者が連名で使用許可を受有していたうちの一名のみで、かつ当該許可を受けていた船舟に係る申請である場合を含む。